

改 正 後	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>第三章 雑則 (第三十一条)</p> <p>附則</p> <p>第三章 雑則</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p>第三十一条 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代え</p>
改 正 前	<p>目次</p> <p>第一章・第二章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

第十五条 (児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)
 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四
 年厚生労働省令第二十九号)の一部を次の表のように改正する。
 (傍線部分は改正部分)

の条において同じ。)で行うことが規定され
 ている又は想定されるもの(次項に規定す
 るものを除く。)については、書面に代えて、
 当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、
 磁気的方式その他の知覚によつては認識
 することができない方式で作られる記録で
 あつて、電子計算機による情報処理の用に
 供されるものをいう。)により行うことがで
 きる。

2 指定特定相談支援事業者及びその従業者
 は、交付、説明、同意その他これらに類す
 るもの(以下「交付等」という。)のうち、
 この省令の規定において書面で行うことが
 規定されている又は想定されるものについ
 ては、当該交付等の相手方の承諾を得て、
 当該交付等の相手方が利用者である場合に
 は当該利用者の障害の特性に応じた適切な
 配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法
 (電子的方法、磁気的方法その他の知覚
 によつて認識することができる方法をい
 う。)によることができる。

改 正 後	<p>目次</p> <p>第一章～第五章 (略)</p> <p>第六章 雑則 (第四十九条)</p> <p>附則</p> <p>第六章 雑則</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第四十九条 家庭的保育事業者等及びその職 員は、記録、作成その他これらに類するも ののうち、この省令の規定において書面(書 面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、 複本その他文字、図形等人の知覚によつて 認識することができる情報が記載された紙 その他の有体物をいう。以下この条におい て同じ。)で行うことが規定されている又は 想定されるものについては、書面に代えて、</p>
改 正 前	<p>目次</p> <p>第一章～第五章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

第十六条 (家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正)
 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成二十六年厚生労働省令第六十一号)
 の一部を次の表のように改正する。
 (傍線部分は改正部分)

て、当該書面に係る電磁的記録(電子的方
 式、磁気的方式その他の知覚によつては
 認識することができない方式で作られる記
 録であつて、電子計算機による情報処理の
 用に供されるものをいう。)により行うこと
 ができる。

2 指定障害児相談支援事業者及びその従業
 者は、交付、説明、同意その他これらに類
 するもの(以下「交付等」という。)のうち、
 この省令の規定において書面で行うことが
 規定されている又は想定されるものについ
 ては、当該交付等の相手方の承諾を得て、
 当該交付等の相手方が障害児又は障害児相
 談支援対象保護者である場合には当該障害
 児又は当該障害児相談支援対象保護者に係
 る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮
 をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電
 子的方法、磁気的方法その他の知覚に
 よつて認識することができる方法をい
 う。)によることができる。

当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正）
第十七条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第十号）の一部を次の表のように改正する。
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附則 第十四条 この省令の施行の際現に旧指定通所支援基準第七十一条の三第一項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次条において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準第七十一条の三第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>附則 第十四条 この省令の施行の際現に旧指定通所支援基準第七十一条の三第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次条において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準第七十一条の三第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。</p>

附則
この省令は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第一条中指定障害福祉サービス等基準第二百二十三条第一項の改正規定、第四条中指定障害者支援施設基準附則第七条第三項、第八条第二項から第六項まで及び第十三条の二から第十四条までの改正規定、第八条中障害者支援施設等基準附則第五条の二、第七条第三項、第八條第二項から第五項まで、第十三条の二及び第十四条の改正規定、第九条中児童福祉法施行規則第十八条の四の改正規定、第十条中設備運営基準第六十三条第四項の改正規定、第十一条中指定通所支援基準第五条第五項、第六条第七項、第六十六条第五項及び第八十条第一項の改正規定並びに第十七条は、令和三年四月一日から施行する。

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第十六条 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>目次 第一章～第五章 (略) 第六章 雑則 (第四十九条) 附則 第六章 雑則 (電磁的記録) 第四十九条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p>	<p>目次 第一章～第五章 (略) 附則 (新設) (新設) (新設)</p>

○厚生労働省令第五十二号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十六第二項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十二日

厚生労働大臣 田村 憲久

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第六条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第七條第一項、第十四條第一項及び第二項、第十五條第一項、第二項及び第五項、第十六條並びに第十七條第一項から第三項までにおいて同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六條第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)以下「特区法」という。))第十二條の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。))にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。))を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を除く。第十六條第二項第三号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第六條の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第四十二條に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第四項第一号において同じ。))を、当該保育の提供の終了に際</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第六条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、第七條第一項、第十四條第一項及び第二項、第十五條第一項、第二項及び第五項、第十六條並びに第十七條第一項から第三項までにおいて同じ。))は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成十八年法律第二十号)第六條第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第三号において同じ。))又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)以下「特区法」という。))第十二條の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者(以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。))にあつては、第一号及び第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。))を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を除く。第十六條第二項第三号において同じ。))を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業(法第六條の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。))の利用乳幼児にあつては、第四十二條に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。))を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳</p>

<p>して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>254 (略)</p> <p>5 前項(第二号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九條第一項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が二十人以上のものに限る。))又は特区法第十二條の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であつて、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>254 (略)</p> <p>5 前項(第二号に該当する場合に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九條第一項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が二十人以上のものに限る。))であつて、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>
---	--

附則
この省令は、令和三年四月一日から施行する。